

福島県中山間地等の孤立集落発生の可能性に関する状況調査

調査結果

令和7年2月

福島県危機管理部

目 次

1. 調査の概要	1
(1) 調査の目的	1
(2) 調査対象とした集落	1
(3) 孤立の定義と判断に係る参考条件	2
(4) 調査方法と調査項目	3
(5) 調査依頼期間	4
(6) 調査結果を参照する上での留意事項	4
2. 調査結果	5
2-1 市町村別の孤立可能性集落数	5
2-2 農業集落調査結果	7
(1) 孤立可能性のある集落数（農業集落）	8
(2) 孤立可能性のある集落についての調査結果概要（農業集落）	8
2-3 漁業集落調査結果	9
(1) 孤立可能性のある集落数（漁業集落）	10
(2) 孤立可能性のある集落についての調査結果概要（漁業集落）	10

1. 調査の概要

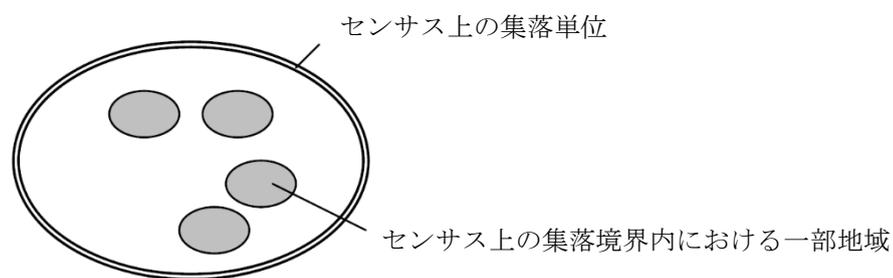
(1) 調査目的

令和6年能登半島地震では、地震に伴う土砂災害等の発生により、石川県で多数の孤立集落が発生した。本県でも、東日本大震災や令和元年東日本台風等、これまで経験した大規模災害において孤立集落の発生・対策が課題とされてきたところである。過去、平成16年新潟県中越地震においても、中山間地域で多数の孤立集落が発生し、国は平成17年度に「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査」を実施している。また、平成21年度と平成25年度に同調査のフォローアップ調査が行われた。

本調査は、本県における自然災害による孤立集落対策の検討のため、平成25年度の国の調査手法を参考に、独自調査項目を一部追加する形で、孤立する可能性のある集落の状況を改めて確認するものである。

(2) 調査対象とした集落

- ・農林業センサスによる農業集落及び漁業センサスによる漁業集落のうち「中山間地域」「沿岸地域」にある集落（※）
- ・上記集落以外で、「孤立する可能性がある」と市町村が判断した地域
(具体例) センサス上の集落単位では「孤立」の定義にあたらないが、センサス上の集落境界内における一部を「孤立可能性集落」として計上すべきと市町村が判断した地域



(※) センサスの概要及び集落の定義 (参照：農林水産省ホームページ)

① センサスの概要

○ 農林業センサス

農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施したもの。

○ 漁業センサス

漁業の生産構造、就業構造及び漁業生産の背景条件の実態と変化を総合的に把握し、水産行政諸施策の策定に必要な基礎資料を整備することを目的として実施したもの。

② 集落の定義

○ 農業集落

市区町村の一部の地域において、農業上形成されている地域社会のことをいう。

農業集落は、もともと自然発生的に存在する地域社会で、家と家が地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

○ 漁業集落

漁業地区の区域の一部において、漁港を核に一定の地理的領域と社会的領域によって成立している漁業の地域社会として、当該漁港を利用する個人漁業経営体、漁業従事者世帯及び漁業関連産業に従事する者のいる世帯との社会生活面の一体性に基づいた居住範囲のうち、漁業世帯等が10個以上存在するものまたは、漁業世帯等の数が10戸未満であっても、総世帯に対する漁業世帯等の割合が30%以上のものをいう。

(3) 孤立の定義と判断に係る参考条件

① 孤立の定義

中山間地域、沿岸地域等の地区及び集落において、道路交通または海上交通による外部からのアクセスが、

- 地震、風水害に伴う土砂災害や液状化等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
- 津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積
- 雪害(なだれ等)による道路構造物の損傷、雪等の堆積

等の要因により人の移動・物資の流通の点で困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる状態になること

② 孤立の判断に係る参考条件

- 集落に通じる自動車通行可能な道路が1本しかない場合
- 集落に通じる自動車通行可能な道路が複数あるが、その全てが下記の条件を満たしている場合

(地震・風水害等の土砂災害の場合)

- ・ 「土砂災害(特別)警戒区域」、「山地災害危険地区」に掛かっている。
- ・ 過去の災害で土砂崩れ等により長期の通行止めが発生した。
- ・ 過去の地震等で液状化等により通行止めとなる道路被害が発生した。
- ・ 過去の津波で通行止めとなる道路被害が発生した、又は津波警報等によ

り長期間通行できない状況となった。

(雪害 (なだれ等) の場合)

- ・ 「雪崩危険箇所」「なだれ危険箇所(森林)」に掛かっている。
- ・ 過去に雪崩や豪雪等により長期の通行止めが発生した。

(冬期に全ての住民が集落を離れ居住実績がない場合は対象外とする。)

(4) 調査方法と調査項目

(2) の調査対象集落について、県内市町村に対し (3) で示した内容を基に集落の孤立可能性の有無等を調査した。

なお、調査項目は以下のとおり。

- 集落の孤立可能性の有無
(以下は、孤立可能性のある集落について回答)
- 交通遮断となる要因
- 集落の人口構成
- 避難所の状況 (箇所数、収容可能人数、耐震性、非常電源)
- 生活用品等の備蓄の状況 (飲料水、食料、医薬品、毛布、トイレなど)
- 情報通信手段の状況
- 情報通信手段の機器の扱いの状況
- 使用を想定した情報通信手段に障害が発生した場合の他の連絡方法
- ヘリコプターの駐機スペースの有無と箇所数
- ホイストを使って人員等の昇降ができる場所の有無
- 当該集落の避難計画 (又はマニュアル) の有無
- 当該集落の受援計画 (又はマニュアル) の有無
- 自主防災組織の有無
- 訓練実施の有無
- 救助資機材の備蓄の状況
- 孤立発生に備えて実施した対策

(5) 調査依頼期間

令和6年3月28日～4月30日（回答は令和6年4月1日時点）

(6) 調査結果を参照する上での留意事項

- 農業集落と漁業集落では集落の定義が異なるため、調査結果を単純に足し合わせることはできない。また、農業集落と漁業集落で区域の一部が重複している場合もある。
- 本調査の集落単位は、統計上の農業集落、漁業集落を基本としているため、市町村等が防災対策上把握している集落の単位とは異なっている場合がある。
そのため、市町村によっては、行政区毎の人数や備蓄状況等は把握しているが、統計上の農業集落・漁業集落を単位とした場合には正確な数値を計上できず、結果的に「不明」として回答している場合があり得る。
- 本調査は、市町村が把握している範囲での回答を集計している。例えば、集落内の消防団や自主防災組織等が市町村とは別に物資を備蓄している場合もあり得る。
- 集落の孤立可能性の判断については、市町村によりある程度ばらつきが生じるものであることに留意が必要。

2. 調査結果

2-1 市町村別の孤立可能性集落数

市町村名	農林業センサス			漁業センサス		
	調査対象 集落数	孤立可能性 有り	孤立可能性 無し	調査対象 集落数	孤立可能性 有り	孤立可能性 無し
1 福島市	154	17	137			0
2 会津若松市	58	11	47			0
3 郡山市	249	6	243			0
4 いわき市	33	3	30	14	0	14
5 白河市	110	0	110			0
6 須賀川市	84	1	83			0
7 喜多方市	142	17	125			0
8 相馬市	8	2	6	10	1	9
9 二本松市	272	0	272			0
10 田村市	166	0	166			0
11 南相馬市	8	0	8	5	0	5
12 伊達市	182	22	160			0
13 本宮市	93	0	93			0
14 桑折町	29	0	29			0
15 国見町	39	0	39			0
16 川俣町	73	1	72			0
17 大玉村	43	0	43			0
18 鏡石町	7	0	7			0
19 天栄村	30	10	20			0
20 下郷町	38	26	12			0
21 檜枝岐村	2	2	0			0
22 只見町	28	16	12			0
23 南会津町	69	10	59			0
24 北塩原村	16	2	14			0
25 西会津町	69	14	55			0
26 磐梯町	22	0	22			0
27 猪苗代町	63	0	63			0
28 会津坂下町	15	3	12			0
29 湯川村	0	0	0			0
30 柳津町	38	4	34			0
31 三島町	15	9	6			0

市町村名		農林業センサス			漁業センサス		
		調査対象 集落数	孤立可能性 有り	孤立可能性 無し	調査対象 集落数	孤立可能性 有り	孤立可能性 無し
32	金山町	31	22	9			0
33	昭和村	12	1	11			0
34	会津美里町	88	17	71			0
35	西郷村	32	1	31			0
36	泉崎村	14	0	14			0
37	中島村	11	0	11			0
38	矢吹町	24	0	24			0
39	棚倉町	50	0	50			0
40	矢祭町	37	1	36			0
41	埴町	53	1	52			0
42	鮫川村	48	0	48			0
43	石川町	50	0	50			0
44	玉川村	13	2	11			0
45	平田村	19	0	19			0
46	浅川町	21	1	20			0
47	古殿町	10	6	4			0
48	三春町	28	0	28			0
49	小野町	22	0	22			0
50	広野町	5	1	4			0
51	檜葉町	11	4	7			0
52	富岡町	2	0	2	1	0	1
53	川内村	8	8	0			0
54	大熊町	1	0	1			0
55	双葉町	2	0	2			0
56	浪江町	21	0	21	2	0	2
57	葛尾村	11	0	11			0
58	新地町	0	0	0	2	0	2
59	飯舘村	45	12	33			0
計		2,824	253	2,571	34	1	33

2-2 農業集落調査結果

孤立可能性のある集落の対策の状況（農業集落）

項 目		集落数	割合（％）
孤立可能性のある集落数		253	—
避難施設有り		190	75.1%
	耐震性十分	94	49.5%
	非常電源の確保有り	32	16.8%
生活品等の備蓄	① 飲料水	33	13.0%
	② 食料（主食）	33	13.0%
	③ 医薬品等	8	3.2%
	④ 毛布	17	6.7%
	⑤ 発電機	54	21.3%
	⑥ 暖房器具（電気を使わないもの）	9	3.6%
	⑦ ⑤,⑥で使用する燃料	30	11.9%
	⑧ 投光機	48	19.0%
	⑨ テント	8	3.2%
	⑩ ブルーシート	5	2.0%
	⑪ 組立・簡易・携帯トイレ	3	1.2%
	⑫ 浄水装置	0	0.0%
情報通信手段有り		126	49.8%
ヘリコプターの駐機スペース有り		23	9.1%
ホイストで昇降できる場所有り		149	58.9%
集落での避難計画（又はマニュアル）有り		10	4.0%
集落での受援計画（又はマニュアル）有り		0	0.0%
自主防災組織有り		141	55.7%
当該集落内の訓練実施の有無（過去2～3年以内）		30	11.9%
当該集落内の救助資機材の有無	バール有り	2	0.8%
	ジャッキ有り	1	0.4%
	可変ウィンチ、チェンブロック有り	0	0.0%
	斧・なた有り	2	0.8%
	のこぎり有り	2	0.8%
	チェーンソー・エンジンカッター有り	3	1.2%
	その他	2	0.8%
孤立発生に備えて実施した対策	食料等の備蓄の増強	7	2.8%
	非常用電源の確保	18	7.1%
	通信手段の確保	12	4.7%
	救助用資機材の整備	0	0.0%
	地区防災計画を作成済または作成中	3	1.2%
	その他	6	2.4%

(1) 孤立可能性のある集落数（農業集落）

	今回調査		(参考)平成25年度調査	
	集落数	割合	集落数	割合
可能性有り	253	9.0%	230	8.2%
可能性無し	2,571	91.0%	2,579	91.8%
計	2,824	—	2,809	—

※ 国では、令和2年国勢調査の結果を用いて、農業集落別に世帯数や人口等の集計データを作成している。https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/shuraku_data/2020/sb/index.html

これを基に、孤立可能性のある集落数を世帯数、人口に換算すると、約8,640世帯、約22,200人となる。ただし、当該数値に関して、「農林業センサスによる農業集落」については、上記国勢調査結果の数値を採用し各市町村が「『孤立する可能性がある』と判断し追加した集落」は、本調査時点での現況値を採用している。また、上記国勢調査について国は農業集落の範囲で按分して世帯数等を集計している等の理由から、上記の世帯数及び人数については、あくまで参考値として扱う必要がある。

(2) 孤立可能性のある集落についての調査結果概要（農業集落）

- 調査対象とした農業集落のうち、孤立可能性があるとして判断された集落は全体の9.0%となっている。
- 孤立可能性のある集落の中で避難施設があるのは75.1%。うち耐震性があると確認されているのは約5割（49.5%）であり、非常電源が確保されているのは2割弱（16.8%）となっている。
- 孤立可能性がある集落の備蓄状況としては、いずれの生活品も約2割以下の備蓄率であり、飲料水・食料の備蓄率はともに13.0%、トイレの備蓄は1.2%となっている。
- 情報通信手段については、5割程度（49.8%）の集落で整備されている。
- 孤立可能性がある集落において、自主防災組織を有する割合は55.7%となっている。

2-3 漁業集落調査結果

孤立可能性のある集落の対策の状況（漁業集落）

項 目		集落数	割合（％）
孤立可能性のある集落数		1	—
避難施設有り		0	0.0%
	耐震性十分	—	—%
	非常電源の確保有り	—	—%
生活品等の備蓄	① 飲料水	1	100.0%
	② 食料（主食）	0	0.0%
	③ 医薬品等	0	0.0%
	④ 毛布	0	0.0%
	⑤ 発電機	0	0.0%
	⑥ 暖房器具（電気を使わないもの）	0	0.0%
	⑦ ⑤,⑥で使用する燃料	0	0.0%
	⑧ 投光機	0	0.0%
	⑨ テント	0	0.0%
	⑩ ブルーシート	0	0.0%
	⑪ 組立・簡易・携帯トイレ	0	0.0%
	⑫ 浄水装置	0	0.0%
情報通信手段有り		1	100.0%
ヘリコプターの駐機スペース有り		0	100.0%
ホイストで昇降できる場所有り		1	100.0%
集落での避難計画（又はマニュアル）有り		0	0.0%
集落での受援計画（又はマニュアル）有り		0	0.0%
自主防災組織有り		1	100.0%
当該集落内の訓練実施の有無（過去2～3年以内）		1	100.0%
当該集落内の救助資機材の有無	バール有り	0	0.0%
	ジャッキ有り	0	0.0%
	可変ウィンチ、チェーンブロック有り	0	0.0%
	斧・なた有り	0	0.0%
	のこぎり有り	0	0.0%
	チェーンソー・エンジンカッター有り	0	0.0%
	その他	0	0.0%
孤立発生に備えて実施した対策	食料等の備蓄の増強	0	0.0%
	非常用電源の確保	0	0.0%
	通信手段の確保	0	0.0%
	救助用資機材の整備	0	0.0%
	地区防災計画を作成済または作成中	0	0.0%
	その他	0	0.0%

(1) 孤立可能性のある集落数（漁業集落）

	今回調査		(参考)平成25年度調査	
	集落数	割合	集落数	割合
可能性有り	1	2.9%	1	3.0%
可能性無し	33	97.1%	32	97.0%
計	34	—	33	—

(2) 孤立可能性のある集落についての調査結果概要（漁業集落）

- 調査対象とした漁業集落のうち、孤立可能性があると判断された集落数は1（2.9%）となっている。
- 当該集落が交通途絶となる要因は「津波による浸水、道路構造物の損傷、流出物の堆積」となっている。
- 当該集落の人口構成は「201～500人」にあてはまり、自主防災組織は設立済である。
- 複数の情報通信手段が整備されており、過去2～3年以内に各種訓練が実施されている。
- 当該集落は避難施設を有していない。
- 当該集落には飲料水が備蓄されている。